

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 26 日	
山口県知事 村岡嗣政 殿	
提出者 住 所 山口県岩国市錦町宇佐郷933番地 氏 名 株式会社 ナ ル キ 代表取締役 山木 大 介 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 8 2 7 - 7 4 - 0 0 0 8	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 ナルキ
事業場の所在地	山口県岩国市錦町宇佐郷933番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	612,028千円
③従業員数	30人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 木くず→中間処理業へ委託し、木材チップとして再資源化 がれき類→中間処理業へ委託し、再生砕石として再資源化 建設混合廃棄物→中間処理業へ委託し、再委託後、固形燃料等に再資源化できるものは行い、それ以外は最終処分(埋立)とする。 廃アルカリ→中間処理業へ委託し、再中間処理(天日乾燥)後、最終処分場にてセメント原料へ再資源化 廃プラスチック→中間処理業へ委託し、セメント原料として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 統括責任者・・・廃棄物管理体制の構築に向けた企業経営上の理念を定め、提示すると共に適正な処理・リサイクルの確保に向けた人員と予算(処理コスト)を確保すること。 産業廃棄物処理責任者・・・廃棄物等の流れを把握・管理するための仕組みを構築する。 廃棄物等の処理・リサイクル業者の適切な選定・契約・委託に係る情報共有のための仕組みを作る。 従業員の教育・啓発を行う。 現場技術管理者・・・現場における廃棄物等の発生実態等に応じて分別管理を行う。 総務担当者へマニフェスト交付の指示を出す。 総務担当者・・・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・照合・確認・保管を行う。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者委託時、できる限り再資源化施設を有した業者を選定するようにしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 排出量については、工事の受注により増減が大きく排出抑制の計画が立て辛い、今まで通り委託処理業者の選定に努め、再資源化を図る。 排出を抑制するための資材活用や工法について、関係各所と協議する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、がれき類、廃アルカリ、廃プラスチック、建設混合廃棄物について、作業現場にてそれぞれに分別し、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後、分別する予定の産業廃棄物については、特にないが、再生可能な品目については、分別を徹底する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施の予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託先の処理能力等について確認し、処理業者の選定を行い、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・リサイクル可能な廃棄物は、再資源化施設を有する処理業者へ委託し再資源化する。 ・設計及び施工の各段階において、工法改善等の検討を行い、発注者と事前の調整を行うことで、発生量の削減に取り組む。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	株式会社 ナルキ	所在地(市町名)	岩国市錦町	事業の種類	建設業
-------------	----------	----------	-------	-------	-----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	1	1											1	1						
	廃プラスチック類	36	15									36	15								
	紙くず																				
	木くず	868	500									868	500								
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鉱さい																				
	がれき類	245	170									245	170								
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		1,150	686	0	0	0	0	0	0	0	0	1,149	685	1	1	0	0	0	0	0	0